

○大東文化大学研究者の行動規範

平成20年11月26日

制定

1（趣旨）

1－1

大東文化大学（以下「本学」という。）は、学術研究を通して社会の発展に貢献するため、大東文化大学学術研究行動憲章の精神に則って、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行するうえで求められる研究者及び大学としての判断・行動・態度についての行動規範をここに定める。

2（定義）

2－1

研究者とは、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究にかかわるときは「研究者」とみなす。

2－2

研究活動とは、研究計画の立案、実施及び研究成果の発表、評価に至る全過程における行為並びにそれらに付随するすべての事項を含む。

2－3

研究成果の発表とは、自己の研究にかかわる新たな知見、発見及び専門的知見を公表するすべての行為を含む。

3（研究者の責務）

3－1

研究者は、研究活動によって生み出された専門知識や技術の質を担保する責任を有し、それらを活かして、人類の発展に貢献する責務を有する。

3－2

研究者は、自己の良心に従い、誠実に判断、行動し、研究活動によって生み出された知の正確さや正当性を科学的に示すようにする。

3－3

研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託から成立していることを自覚し、あらゆる社会の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

3－4

研究者は、社会が抱く心理の解明やあらゆる課題の達成へ向けた期待に応える責任を有

する。研究環境の整備やあらゆる研究費の使用にあたっては、社会的な期待が存在することを自覚する。

3—5

研究者は、自身が実施する研究活動の意義と役割を公開、説明し、その研究成果が人々の生活に与える影響について中立性、客観性をもって公表し、社会との建設的な対話を築くように努める。

3—6

研究者は、自身の研究成果が、研究者自身の意図に反して、悪用される可能性があることを認識し、研究の実施、研究成果の発表にあつては、適切な手段と方法を講じる。

3—7

研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究活動で入手したデータの記録保存や厳正な取り扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership等の研究活動の不正行為をしてはならない。

3—8

研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。研究者は、個人情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して、その目的・収集方法等について分かりやすく説明し、提供者から明確な同意を得る。また、動物実験及び遺伝子組換え実験を行う場合は、生命倫理及び動物愛護等の観点から、真摯な態度で行う。

3—9

研究者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本学の規程の定めに従い個人情報の保護に努めるとともに、研究の過程で入手した個人情報の内容を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

3—10

研究者は、他者の知的成果等の業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者は、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

3—11

研究者は、市民との対話と交流に参加するとともに、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効なアドバイスを提供するように努める。

3—12

研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正なアドバイスを行う。また、政策立案・決定者に対して、科学的アドバイスを行う際には、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。

3－13

研究者は、研究活動において研究装置・機器・化学物質・材料等を用いるときは、関係諸法令及び学内の諸規則を遵守し、その安全管理に努めなければならない。また、研究で用いた残物、化学物質、材料等は、法令、学内の諸規則に従い、環境に害を与えないよう責任をもって処理する。

3－14

研究者は、研究活動の実施、研究費の使用等に当たっては、関係諸法令、学内の諸規則を遵守する。

3－15

研究者は、研究・教育において、国籍、人種、ジェンダー、社会的身分、組織における地位、思想・信条、宗教等によって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

3－16

研究者は、研究活動において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切な対応をする。

4（本学の責務）

4－1

本学は、研究者の研究倫理意識を高めるため、必要な啓発及び研修計画を策定し、実施する。

4－2

本学は、研究費の不正使用及び研究活動に係る不正行為を防止するため、適切な措置を講じ、研究費の不正使用及び研究活動に係る不正行為が認定された場合は、速やかに学内外に公表し、社会への説明責任を果たす。

本学は、人を対象とする研究、人体より採取した材料を用いる研究、動物実験及び遺伝子組換え実験が、関連するユネスコの諸宣言にしたがって適切に実施されるよう、措置を講じる。

4－3

本学は、研究活動において、不当又は不公正な扱いを受けた者に適切に対応する。

4－4

本学は、利益相反について、透明性を確保し、社会連携活動を適正かつ円滑に遂行できるように措置を講じる。

4－5

本学は、安全保障輸出管理体制を整備し、安全保障輸出管理業務の適切で確実な運営を図る。

5（事務）

5－1

この規範に関する事務は、研究推進室が処理する。

6（規範の改廃）

6－1

この規範の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

この指針は、平成20年11月26日から施行する。

附 則（平成22年 3 月 24 日）

この指針は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 18 日）

この指針は、平成27年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成28年11月30日）

（施行期日）

1 この規範は、平成28年11月30日から施行する。

（指針の改正及び名称の変更）

2 平成20年11月26日制定及び施行の「大東文化大学研究倫理指針」を改正し、名称を「大東文化大学研究者の行動規範」に変更する。

附 則（平成31年 2 月 27 日）

この規範は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 28 日）

この規範は、令和 3 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年10月27日）

この規範は、令和 3 年11月 1 日から施行する。